

学術論文の著作権

—情報科学技術協会著作権問題委員会における議論—

時 実 象 一*

情報科学技術協会の会誌において、ある著者が著作権譲渡を拒む事件が発生した。これをきっかけとして、同会の著作権問題委員会は学術著作権の動向を調査し、同会の会誌における著作権処理についての勧告をまとめることになった。国際的には著作物の自由利用の動きや、著作権譲渡に替わる方式の提案などがある。これらについて解説し、委員会の勧告についても説明する。

キーワード：学術著作権、著作権譲渡、出版ライセンス、GNU, Creative Commons, Science Commons, Wikipedia, 自由利用マーク、オープンアクセス、BioMed Central, PLoS, Nature, 機関リポジトリ

1. はじめに

2005年8月に、情報科学技術協会会誌である『情報の科学と技術』の執筆者T氏より、10月号掲載予定の同氏執筆の依頼原稿について、著作権の当協会への譲渡の拒否と所属大学の機関リポジリーへの搭載済みの連絡があった。これに対し、情報科学技術協会は、原稿依頼の段階で著作権の当協会への譲渡は承諾済みと考えている旨通告したが、合意に至らなかった。会誌10月号発行に当たっては、同氏原稿の掲載中止も検討したが、結局、編集上の都合から当該原稿を奥付の後に置き、正規の記事とみなさない措置を取った。本件は、対外的には、T氏の契約違反として処理することになったが、中長期的に考えると、会誌原稿の著作権の扱いにとって重要な問題を投げかけられた結果となった。仮に、今後大半の掲載記事で著作権の譲渡を受けられない事態になると、権利処理団体／著作権管理事業者との契約その他も空文化する恐れがある。そうした事態を受けて、同協会著作権問題委員会に今後の会誌の著作権所有のあり方についての答申が要請された。

著作権問題委員会ではこれを受けて、学術著作権の現状を調査して報告した。この調査結果は協会外にも有用と思われるので、ここでまとめて報告することとしたい。また議論の結果としての委員会の提言についても説明したい。

2. 学術論文の著作権の歴史

著作権という概念はもともと近年の科学技術医学分野の学術雑誌には存在しなかったといつてよい。この分野では、(1)学術文献は研究における発見や開発の成果を他の研究者に明確に伝えるための手段であり、その文献そのものの著作物としての価値は問題にされなかったこと、また(2)できるだけ多数の同僚の研究者に読んでもらい、自分の業

績として正しく評価してもらうことが論文発行の目的であり、そのために費用は払いこそすれ著作権料などの見返りは考えてもみななかったと考えられる。

そもそも学術論文に書かれた科学的事実、著作権の関知することではなく、また実験結果の記述などは、誰が書いても同じような記述になると考えられることから創作性があるとは認められない。この点については、たとえば、2005年4月28日に大阪高等裁判所における著作者人格権に関する訴え（指導教授が原告の著作物を複製、翻案して論文を発表したのは著作者人格権侵害であるとの訴え）にたいする判決において明確にされている¹⁾。このように、学術論文と文芸的な意味での著作権とは必ずしもなじまないところがある。

しかし、1970年代に乾式複写機が出現して学術文献の複写が容易になり、また1980年代にオンライン検索が普及したことにより、図書館購読誌以外の文献の複写が急激に増大し、出版社としては著作権収入に注目することになる。そして出版社が著作権管理を容易におこなえるように、著者からの著作権譲渡をおこなうことがはじまった。わが国の学協会でも、次第に著作権譲渡を投稿規程に明文化するようになった²⁻³⁾。

米国の1976年の著作権法においては著作権は登録方式であり、学術文献については出版社が著者に代わって登録をおこなっていたとのことである。しかし、ベルヌ条約⁴⁾に準拠するための1989年の改正により無登録方式（発生主義）に変更された⁵⁾。すなわち著作物が創作された時点で自動的に著作者に権利が発生するという方式で、わが国を含め現在の国際的な標準である。このことにより、出版社が著者から強制的に著作権の譲渡を受けない限り自動的に著者に著作権が残るので、出版社としてはビジネスが困難となる事態となり、著作権譲渡方式は一層普及したと考えられる。

なおこの1989年の改正において、米国政府の職員の著作物はパブリックドメインのものであり、著作権は主張しないとされている。これに対応するため、著作権譲渡では

*ときざね そういち 愛知大学文学部
〒441-8522 愛知県豊橋市町畑町1-1
Tel.0532-48-0111 (原稿受領 2006.3.20)

なく、出版ライセンス方式が提案された⁶⁾ことは注目に値する。実際には、これら政府職員の著作物については単に著作権なしとして取り扱われていることが多い。ただし著作権がないからといって、それら著作物がオープンアクセスになっているわけではない。

その後電子ジャーナルの時代になり、出版社による著作権管理、そしてそれに基づく複製の管理は一層重要になった。たとえば、わが国では、電子ジャーナルによる公開は「公衆送信権」にあたり、著作権権利者による許諾が必要である。こうしたことから、これまで投稿規程に著作権譲渡を明記していなかった学会もしだいに明記するようになった。科学技術振興機構が運営する科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) では、2005 年から過去に発行された科学技術論文を電子化する「電子アーカイブ事業」を開始したが⁷⁾、この際は過去の論文の著作権の集約が必要となる (著作権の有効期限未満の場合)。そこで参加学会では、Web などに告知をして著作権譲渡の承諾の手続きをおこなっている⁸⁾。

人文科学・社会科学のように、文章そのものが学術的および著作的価値を持つ分野ではおのずから異なっており、著作権譲渡という習慣も商業出版社など一部にとどまっている。また、わが国では小説など文芸世界では、雑誌あるいは単行本の出版にあたっての著作権譲渡はほとんどありえず、いわゆる出版許諾契約⁹⁾がおこなわれている。したがって、出版社への著作権譲渡は、科学技術医学の学術出版に限られた、極めて特殊な現象であるということもできる。

3. 著作権譲渡に関する意見

出版社は著作権譲渡が次のように著者の利益になると主張している。たとえば、Science 誌の編集長であった Floyd E. Bloom は、出版社は著者のために高品質の論文を出版するため多くの努力と多額の費用をかけており、当然著作権を譲渡される権利があると述べている¹⁰⁾。また多くの出版社の著作権譲渡の説明では、出版社が著作権を管理することにより、不正な利用にたいして効果的に対処できるとしている¹¹⁾。

一方、オープンアクセス/機関リポジトリの推進者は早くから著作権譲渡に疑問を唱えていた¹²⁻¹³⁾。オープンアクセスとともに普及し始めた機関リポジトリにおいては、著者が自分の論文の原稿をリポジトリに搭載することになるが、著作権を譲渡している場合は著作権を持っている出版社の許諾が必要となってくる。後述のように、すでに多くの出版社が特別な申請なしに許諾する旨投稿規程などに明記しているが、そうでない出版社もある。その場合は煩雑な手続きが必要な上、場合によっては許諾が得られないこともある。

学術論文の著作権に関しては、英国 JISC が助成した調査報告¹⁴⁻¹⁹⁾があるが、ここでは出版社、著者、図書館など関係者の意見の詳細な報告があり、興味深い。

4. 学術著作権にかかわる新しい動き

最近学術著作権についてはさまざまな動きが見られる。これらについて以下に紹介する。

4.1 GNU フリー文書利用許諾契約書

GNU はもともと UNIX 関連のフリーソフトウェア開発のプロジェクトで、その開発したソフトウェアを自由に流通させるために「GNU 一般公衆利用許諾契約書」²⁰⁾が生まれた。これに付随して、ソフトウェアのマニュアルを自由に流通させるための「GNU フリー文書利用許諾契約書 (GNU Free Documentation License: GNU FDL)」²¹⁾がある。そのポイントは、指定された「変更不可部分」を除いて、利用者は改変を含めて文書を自由に利用できる (つまりフリー文書となる) というものである。ただしその派生文書には同じ GNU 契約が適用される。これは Wikipedia の文書のライセンス²²⁾に採用されたことで広く知られるようになった。



図 1 GNU のロゴ

4.2 Creative Commons

スタンフォード大学法律大学院の教授 Lawrence Lessig は、2001 年に Creative Commons という団体を結成し、著作者が自発的に著作物の自由使用を認める仕組みを開発した²³⁾。Lessig によれば、紙の時代には著作物の利用はほとんど自由であったが、デジタルの時代になって、逆にほとんどの場合許諾が必要となってしまった。許諾でがんじがらめになっては文化の発展はない。そこで新しい仕組みが必要となったと説明している。

著作権を放棄した著作物は「パブリックドメイン」にあるとされるが、Creative Commons ではこれと異なり、著作権を放棄することなく自由な利用を許すことを目的としている。

Creative Commons では、許諾条件はモジュール化され、それぞれのモジュールは「人のための層」「法律家のための層」「コンピュータのための層」の 3 層からなっている。「人

のための層」とは利用者向けにライセンスの内容をわかりやすく書いたテキストであり、「法律家のための層」はその内容を法的に厳密に記述したテキストである。「コンピュータのための層」とはライセンスの内容を XML の RDF で記述し、コンピュータがライセンス内容を理解できるようにしたものである。

また許諾条件のモジュールには表 1 の 4 種類がある。Creative Commons のライセンスはこれらのモジュールの組み合わせからなる。なお「帰属」ライセンスはすべての場合に適用される。「帰属」があるところが、パブリックドメインとの違いである。Creative Commons のライセンスは後述のように主要なオープンアクセス雑誌が採用している。

表 1 Creative Commons のライセンス・モジュール

記号	モジュール名	日本語訳	意味
	Attribution	帰属	利用者は原著作者のクレジット(出典)を表示する
	Noncommercial	非営利	営利目的での利用を禁止
	No Derivative Works	派生禁止	作品の改変・変形・加工の禁止
	Share Alike	同一条件許諾	改変・変形・加工した場合、その結果の作品は同一条件でのみ頒布可能

なお Creative Commons の下部組織として Science Commons²⁴⁾があるが、こちらはオープンアクセスを支持するとともに、研究ツールの利用促進のための「研究ライセンス」の実現に注力している。

4.3 自由利用マーク

自由利用マークは、著作物の自由な利用を促進するために文化庁が提案したもので、著作者が、自分の著作物を他

表 2 自由利用マーク

	「プリントアウト・コピー・無料配布」OK	「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認める 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれない
	「障害者のための非営利目的利用」OK	障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認める 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれる
	「学校教育のための非営利目的利用」OK	学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認める 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれる

人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思をマークで表示するものである²⁵⁾。表 2 のような 3 種類がある。

現状ではこのマークは事実上、障害者利用、学校教育での利用を推進する効果を果たしているものと見られる。

4.4 オープンアクセス雑誌の著作権処理

オープンアクセスを目的として活動している出版社、たとえば BioMed Central (BMC) や Public Library of Science (PLoS) では、著作権は著者に帰属するとして譲渡を要求せず、さらに著作物の自由な流通と利用を促進する自由利用の立場を取っている。たとえば、BMC の「BioMed Central オープンアクセス・ライセンス契約書」²⁶⁾では、前記 Creative Commons の「帰属 (Attribution)」ライセンスを採用している。すなわち、BMC に掲載された論文は、原著作者名が明記され、ライセンス条件(帰属)が明示されれば、複写、配布、公表、派生的著作物の作成、商業的利用が許される。PLoS も同様である²⁷⁾。科学技術論文においては研究データには著作権はないとみなされ、出典を明記すればデータについては自由に引用できるのがこれまでの慣行である。しかし、論文内の図表・写真などについては、出版社に転載の許諾を得なければ利用できなかった。オープンアクセス雑誌では、これらを含めて自由化したことおよび商業利用も認めていることは、これまでの大きな違いである。

4.5 出版ライセンス方式

現在多くの学術出版社は著者に著作権譲渡を求めているが、譲渡を求めず出版ライセンスで論文出版をおこなっている出版社もある。出版社の著作権とリポジトリに関する方針を調査した SHARPA/ROMEO の表²⁸⁾では、79 社が著作権譲渡を要求している一方、15 社がライセンス方式を採用していた。ライセンス方式を採用している著名出版社としては英国王立化学会 (Royal Society of Chemistry: RSC)²⁹⁾と Nature Publishing Group (NPG)³⁰⁾がある。RSC はすでに 10 年以上ライセンス方式を採用してきたが、NPG は議論の末 2005 年 1 月よりこの方式に転換したことに注目したい。

NPG のライセンス³¹⁾によれば、著者は NPG に、

- ① 現存するまたは将来に出現するあらゆる形式およびメディア (印刷、デジタル、電子的形式に限ることなく) による世界中における出版、複製、頒布、公表、保存
- ② 他の言語への翻訳、翻案、要約、抽出、その論文を基にした派生的著作物の作成とそれに対する権利の排他的ライセンスを与える。

一方著者は著作権を保有し、複製や抽出物を作成するときは雑誌の出典を明記することを条件に、

- 1) 印刷体による著者自身の著作(本または学位論文)への転載
- 2) 所属する教育機関における、授業のための複製
- 3) 冊子体雑誌発行の 6 ヶ月後、著者自身の Web サイト、

もしくは機関リポジトリに採択された最終原稿 (Word または TeX で) を搭載 (ただし, 出版社 Web サイトへのリンクが必要)

- 4) 他の著作自身の著作内で, 当該著作で作成した図表を再利用することができる。

4.6 機関リポジトリにおける出版社の搭載許諾

前項 NPG のライセンスにも記載されているように, 近年著者が雑誌に採択された最終原稿等を所属する大学などの機関リポジトリ³²⁻³⁴⁾に搭載する場合が増えてきた。多くの場合これらの論文の著作権は出版者に譲渡されているので, リポジトリに搭載するには出版者の許諾を得ることが必要である。前述の SHERPA/ROMEO の調査²⁸⁾より, リポジトリ搭載を許諾するかどうかについての出版社の方針をまとめると, 表 3 のようになる。ここで許諾となっている場合は, 通常個別の申請は不要である。

表 3 機関リポジトリに対する出版者の方針²⁸⁾

方針	審査中の論文	採択された論文
許諾する	67	88
許諾しない	42	31

このように, すでに多くの出版者が採択された最終原稿を機関リポジトリに搭載してよいとの態度を取っている。これらには Elsevier など主要な商業出版者も含まれているので, 学術出版界の大勢と考えてよい。ただし, 一定期間 (6-12 ヶ月) 後に搭載との条件をつけている場合も多い。また最終原稿でなく, 出版された PDF を搭載してもよいという出版者もある。一方機関リポジトリへの搭載を許可していない出版者には米国化学会などがある。

5. 情報科学技術協会著作権問題委員会の議論とまとめ

以上見てきたように, 学術出版における著作権の考え方は大きな転機にさしかかっていると考えられる。情報科学技術協会は科学研究論文の出版をおこなっているわけではないが, 学術出版の利用者を会員として多く抱えていることも踏まえ, また学術情報の流通を促進することをひとつの使命としている立場から, このような動きに大きな関心を持っている。また会誌『情報の科学と技術』の原稿の多くは依頼原稿であり, 投稿原稿よりも一層著者の権利を尊重すべきであるとも考えられる。

そこで著作権問題委員会としては, 議論の末, 以下のような暫定的な考え方を示した。

- 1) 会誌の著作権処理については, それによって得られる収入が経営に貢献するほどのものになるとは, 現時点では考えられないので, 議論すべきは, 刊行からオンライン公開までのタイムスパンをどの程度にするかの問題と捉えるべきであろう。半年から 1 年程度の猶予期間 (提

供禁止期間) を設けるのが現実的であろう。

- 2) 実際の会誌の著作権処理方式としては, セルフアーカイビングの進展, 特に著者の所属する研究機関における機関リポジトリの整備などを考えると, ライセンス方式の方が実現性が高いであろう。また, オープンアクセスについての世の中の議論の動向を注視する必要がある。
- 3) いずれにせよ, 情報学あるいはドキュメンテーションの分野は, 世の中において決してメジャーではないので, 将来的には会誌のオープンアクセス化を志向して, この分野の知見や手法が, 社会の共有財産となるように努力するべきであろう。
- 4) NII 等との契約条件については, 当協会の経営判断の問題として, 価格 (無料も含めて), 公開時期等を定めるべきである。
- 5) 当協会として, 編集権を考慮した上で, 依頼原稿に関する事務手続きを整備するとともに, 上記のような新しい動きに対応して, 投稿規定を見直すべきである。投稿規定そのものの作成は, 会誌編集委員会等の検討にゆだねる。

なお, 著作権問題委員会のメンバーは以下の通りである。

担当理事 時実 象一
委員長 山崎 久道
委員 権藤 卓也
名和 小太郎
藤田 節子
三浦 勲

6. 終わりに

学術論文の著作権の帰属については, わが国では深く議論されることは少なかった。学術著作権といえば, 複写権問題が先行し, 図書館で著作物をいかに自由に利用できるようにすることができるかが中心的課題であった。また出版者側においても, 電子ジャーナルの公衆送信権などの関係で, とにかく著作権の譲渡を受けることが先決との考えが先行し, 著者の権利については考えが及ばなかったうらみがある。欧米における著作権の本質に立ち戻った議論と, オープンアクセスとそれにもなう機関リポジトリの展開により, より深い著作権の議論が始まったことは喜ばしい。情報科学技術協会として, このような議論の先導的な役割を果たすことが望まれる。

注・参考文献

- 1) 水谷直樹. 科学技術論文の著作者人格権侵害が否定された事例.
<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/200511news.html> (accessed 2006/3/8).
- 2) 藤田節子. 国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析: 参考文献の記述, 著作権を中心として(I). 情報管理, Vol.48, No.10, p.667-676 (2006)
- 3) 藤田節子. 国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析:

- 参考文献の記述，著作権を中心として(II). 情報管理, Vol.48, No.11, p.723-734 (2006)
- 4) Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (Paris Text 1971). <http://www.law.cornell.edu/treaties/berne/overview.html> (accessed 2006/3/8), 日本語訳 http://lala.bne.jp/Copyright/Berne_1.0.html (accessed 2006/3/8).
 - 5) Barry P. Markovits. Biomedicine's Electronic Publishing Paradigm shift: Copyright Policy and PubMed Central. *J. Am. Med. Inform. Assoc.* Vol.7, No.3, p.222-229 (2000)
 - 6) Steven Bachrach, R. Stephen Berry, Martin Blume, Thomas von Foerster, Alexander Fowler, Paul Ginsparg, Stephen Heller, Neil Kestner, Andrew Odlyzko, Ann Okerson, Ron Wigington, Anne Moffat. Intellectual Property: Who Should Own Scientific Papers?. *Science*, Vol.281, No.5383, p.1459-1460 (1998) <http://sciencemag.org/cgi/content/full/281/5382/1459>.
 - 7) 科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) 電子アーカイブ事業. <http://info.jstage.jst.go.jp/jarchive/> (accessed 2006/3/8).
 - 8) 社団法人日本化学会. 当会論文誌の著作権の帰属について. <http://www.csj.jp/journals/journal-copyright.html> (accessed 2006/3/8).
 - 9) 社団法人日本推理作家協会. 出版契約書. <http://www.mystery.or.jp/pdf/keiyakusyo.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 10) Floyd E. Bloom. The Rightness of Copyright. *Science*, Vol.281, No.5382, p.1451 (1998) <http://sciencemag.org/cgi/content/summary/281/5382/1451> (accessed 2006/3/8).
 - 11) APS Copyright Policies and Frequently Asked Questions. <http://forms.aps.org/author/copyfaq.html> (accessed 2006/3/8).
 - 12) Ann Okerson. Whose Article Is It Anyway?. *Notice of the AMS*, Vol.43, No.1, p.8- (1996) <http://www.ams.org/notices/199601/okerson.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 13) Stevan Harnad. E-Knowledge: Freeing the Refereed Journal Corpus Online. <http://cogprints.org/1701/00/harnad00.scinejm.htmf> (accessed 2006/3/8).
 - 14) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 1: The impact of copyright ownership on academic author self-archiving. *J. Doc.*, Vol.59, No.3, p.293-308 (2003) <http://eprints.rclis.org/archive/00002997/01/RoMEOStudies1.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 15) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 2: How Academics Want to Protect their Open-Access Research Papers. *J. Inf. Sci.*, Vol.29, No.5, p.333-356 (2003) <http://eprints.rclis.org/archive/00001428/01/RoMEOStudies4.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 16) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 3: How Academics Want to Protect their Open-Access Research Papers. *J. Librarianship Inf. Sci.*, Vol.35, No.3, p.171-187 (2003) <http://eprints.rclis.org/archive/00001428/01/RoMEOStudies4.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 17) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 4: An analysis of Journal publishers' Copyright Agreements. *Learned Publ.*, Vol.16, No.4, p.243-277 (2003) <http://eprints.rclis.org/archive/00001428/01/RoMEOStudies4.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 18) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 5: IPR issues facing OAI data and service providers. *Electron. Libr.*, Vol.22, No.2, p.121-138 (2004) <http://www.lboro.ac.uk/departments/ls/disresearch/romeo/Romeo%20Studies%206.pdf> (accessed 2006/3/8).
 - 19) Elizabeth Gadd, Charles Oppenheim, Steve Proberts. RoMEO Studies 6: rights metadata for open archiving. *Program*, Vol.38, No.1, p.5-14 (2004) [http://www.lboro.ac.uk/departments/ls/disresearch/romeo/Romeo%20太田暉人, 林和弘, イノベーション時代の学術情報流通システム. 情報管理, Vol.48, No.11, p.717-722 \(2006\)](http://www.lboro.ac.uk/departments/ls/disresearch/romeo/Romeo%20太田暉人, 林和弘, イノベーション時代の学術情報流通システム. 情報管理, Vol.48, No.11, p.717-722 (2006))
 - 20) GNU 一般公衆利用許諾契約書. <http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> (accessed 2006/3/14).
 - 21) GNU フリー文書利用許諾契約書. <http://www.opensource.jp/fdl/fdl.ja.html.euc-jp> (accessed 2006/3/14).
 - 22) ウィキペディア (Wikipedia). <http://ja.wikipedia.org/wiki/> (accessed 2006/3/14).
 - 23) クリエイティブ・コモンズ・ジャパン. <http://www.creativecommons.jp/> (accessed 2006/3/14).
 - 24) Science Commons. <http://sciencecommons.org/> (accessed 2006/3/14).
 - 25) 自由利用マーク). <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/> (accessed 2006/3/14).
 - 26) BioMed Central Open Access license agreement. <http://www.biomedcentral.com/info/authors/license/> (accessed 2006/3/14).
 - 27) PLoS Journals. <http://www.plos.org/journals/> (accessed 2006/3/14).
 - 28) Publisher copyright policies & self-archiving: the

SHERPA/ROMEO list. <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php> (accessed 2006/3/14).

- 29) Licence to Publish for journals. <http://www.rsc.org/AboutUs/Copyright/LicencetoPublishforjournals.asp> (accessed 2006/3/14).
- 30) Nature Publishing Group announces change to self-archiving policy. <http://npg.nature.com/authornews> (accessed 2006/3/14).
- 31) License to Publish Nature Publishing Group. http://npg.nature.com/pdf/05_news.pdf (accessed

2006/3/14).

- 32) 時実象一. オープンアクセス運動の歴史と電子論文リポジトリ. 情報の科学と技術, Vol.55, No.10, p.421-427 (2005)
- 33) 尾身朝子, 時実象一, 山崎匠. オープンアクセスの議論点, 最近の動向, 日本の学術出版への影響. 情報の科学と技術, Vol.56, No.3, p.120-123 (2006)
- 34) 時実象一. オープンアクセス運動の歴史と電子論文リポジトリ. 大学図書館研究, Vol.55, No.10, p.421-427 (2006)

Special feature : Copyrights in digital network age. Copyright for scholarly publications: Discussion in the Copyright Committee, the Information Science and Technology Association, Japan, Soichi TOKIZANE (Faculty of Letters, Aichi University, 1-1 Machihata-cho, Toyohashi, Aichi 441-8522 JAPAN)

Abstract : An author for the journal published by the Information Science and Technology Association, Japan (INFOSTA) refused to transfer his copyright to INFOSTA. This led to the request for the Copyright Committee of the Association to study the issues and trends of the copyright for scholarly works, and recommend a possible policy which INFOSTA should adopt. This article is the result of the study and discussion of the Committee.

Keywords : copyright for scholarly works / copyright transfer / license to publish / GNU / Creative Commons / Science Commons / Wikipedia / free use mark / Open Access / BioMed Central / PLoS / Nature / institutional repository